

70歳以上の  
皆様へ

## 平成29年8月から 高額療養費の上限額が変わります

### 高額療養費制度とは

1か月(同じ月内)に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、被保険者の所得に応じて決まっています。平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

適用区分	平成29年7月まで		平成29年8月から	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 《多数回44,400円※》	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 《多数回44,400円※》
一般	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4000円	57,600円 《多数回44,400円※》
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円		15,000円

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限額が下がります。

### 高額療養費の申請について

#### ◎国民健康保険にご加入の方

高額療養費に該当された場合は、診療月の2~3か月後に役場から申請書をお送りします。その都度、申請が必要です。

#### ◎後期高齢者医療にご加入の方

高額療養費に初めて該当されると、奈良県後期高齢者医療広域連合から申請書が送られてきます。一度手続きをすると、その後は該当するたび自動的に振り込まれます。

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の受付が始まります

### ●児童扶養手当とは

死亡・離婚・1年以上生死不明・拘禁等の理由で、父又は母と別れて生活している児童を養育している方。あるいは父又は母が重度の心身障害(身障手帳1・2級の一部)の状態にある児童を養育されている方に支給されます。

### ●特別児童扶養手当とは

心身に重度(身障手帳1・2級、療育手帳A)あるいは、中程度(身障手帳3・4級の一部、療育手帳Bの一部)の障害のある20歳未満の児童を養育されている方に支給されます。

※ただし、支給要件に該当しても、請求者が所得制限を超えている、請求者または児童が年金を受給している、児童が福祉施設に入所しているなどで手当が支給できない場合があります。

### ●提出期限

現在児童扶養手当を受けられている方は8月1日~8月31日までに、特別児童扶養手当を受けられている方は8月12日~9月11日までに(いずれも土・日を除く)現況届を提出してください。

### ●届に必要なもの

印鑑・手当証書(受給者全員)・世帯全員の住民票の写し(児童扶養手当受給者のみ)・別途郵送により通知する書類

### 国民健康保険 ご加入の皆さまへ

国民健康保険税第2期の納期限は8月31日(木)です。最寄りの金融機関(南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局)やコンビニエンスストアでお納めください。なお、口座振替をされている方は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いいたします。

### 年金を あきらめていた 皆さまへ

年金を受け取る為に必要な保険料の納付期間が、25年から10年に短縮されました。対象となる方には、日本年金機構より「短縮」と書かれた黄色の封筒にて、順次お知らせしています。あなたのお手元には、届いていませんか？

対象は、すでに65歳以上の方で、年金を受け取る為に必要な期間(保険料納付済等期間)が10年以上の方になります。

年金事務所にてお手続きの必要な方は、事前に「ねんきんダイヤル(0570-05-1165)」で予約のうえ、お越しください。出来るだけお早めに手続きをお願いします。

#### ◆お問い合わせ先

吉野町役場 町民課 NTT…(32)3081 IP直通…(39)9063

- ・国民健康保険に関する事…内線122・123・125 ・後期高齢者医療に関する事…内線121・124
- ・児童扶養手当・特別児童扶養手当に関する事…内線121・124
- ・国民年金に関する事…大和高田年金事務所 0745(22)3531、 町民課年金担当 内線121・124

## 環境対策室からのお知らせ

### 浄化槽をご使用の皆様に！

#### 清掃は →お問い合わせ 吉野町役場 暮らし環境整備課 環境対策室まで

- 毎年1回、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。  
※全ばっき方式の既存単独処理浄化槽にあっては、おおむね6か月ごとに1回以上。
- 浄化槽の機能を維持するため、スカムや汚泥を引き抜き、付属装置等を洗浄し掃除します。

#### 保守点検は →お問い合わせ 奈良県景観・ 環境総合センターまで

〒633-0062 桜井市粟殿1000  
TEL0744(47)3805

- 毎年3回以上、登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施してください。
- 保守点検業者等の維持管理に関するお問い合わせは、奈良県景観・環境総合センターまでご連絡ください。
- 浄化槽の保守点検は主な内容
  - ・消毒剤の点検補給 ・汚泥の調整移送
  - ・ブロワの点検 ・機能の診断 ・水量、水質の測定

#### 11条検査は (水質検査等) →お申し込み

社団法人 奈良県環境保全協会  
〒635-0095 大和高田市大中18-4  
TEL0745(22)5161 YBBビル2F

### 家庭でできる排水対策は…

川や湖をきれいにするために、私たちが家庭でできることを実施し、身近なところから汚れの原因となるものを流さないように心がけましょう。

台所で

#### 流し台

- ・ごみはこまめに取り除きましょう。
- ・排水口には水切り袋や使えなくなったストッキングなど細かい網をつけましょう。

#### 食用油

- ・できるだけ使い切りましょう。
- ・あまった油は流しに流さず新聞紙や布にしみこませるなどしてごみとしてしましましょう(吉野町では、平成22年7月より食用油回収を実施しています)。

#### 調理

- ・料理はあまらないように作りましょう。
- ・煮汁は工夫して使い切りましょう。
- ・米のとぎ汁は庭や植木にまくようにしましょう。
- ・調理くず・食べ残しは肥料にする方法もあります。

#### 食器洗い

- ・鍋・食器のよごれは古新聞や、ゴムべらなどでふき取ってから洗いましょう。

洗濯で

#### 洗剤

- ・洗剤は適正に使用しましょう。
- ・計量スプーンなどで量って適量を使いましょう。
- ・洗剤は自然にかえりやすいものを使いましょう。

#### 洗い水

- ・お風呂の残り湯を使いましょう。よごれが良くおちます。

地域で

#### 水路

- ・身近な水路や河川を定期的に掃除しましょう。

みなさん一人ひとりの協力できれいな水を目指しましょう！